

事務連絡
平成27年5月8日

各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室） 御中

振興課
厚生労働省老健局
老人保健課

都道府県等事業所台帳情報の提供について（依頼）

介護保険行政につきましては、平素よりご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、平成27年3月2日・3日開催の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料①のP250の制度改正・介護報酬改定に伴う国保連合会へのデータ提供における留意事項において、「2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映」及び「3. 国保連合会への的確な情報提供」についてお伝えしておりましたが、今回、4月分の請求にあたって、今回の報酬改定に伴う新たな加算等の届出に関する介護サービス事業所の情報について、例えば、加算等の届出の記載に係る不備、また、新しい総合事業の事業所指定・事業所情報提供の事務が実施されていない等、各都道府県等から各国保連合会へのデータ登録等の提出について一部になされていない状況であると聞いております。

つきましては、今般の制度改正・介護報酬改定に係るスケジュールについては、諸般の事情により遅れが生じている中、都道府県及び市町村における事業所台帳の不備や整備の遅れは、請求の返戻及び審査スケジュールの遅延等につながりかねないので、以下の事項を再度参照のうえ、各都道府県等におかれましては、介護サービス事業所に一定の配慮の上、届出の適切な指導を行い、事業所台帳についても介護サービス事業所等の情報を適切に整備いただく等、その上で、各国保連合会と連携を取りながら、事業所台帳に関連する照会等があった場合には速やかに情報提供くださいますようお願いいたします。

【平成27年3月2日・3日開催の全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議資料①のP250（抜粋）】

2. 事業所台帳への届出内容の確実な反映

事業所台帳の届出項目の追加等に伴う旧事業所台帳からの移行に当たっては、追加される台帳項目の設定や、旧届出内容からの読み替えを行うとともに様式変更後の介護サービス事業所の体制等に関する届出内容を確実に事業所台帳に反映させること。

3. 国保連合会への的確な情報提供

事業所台帳の異動情報については、国保連合会において請求情報との突合審査に使用するものであることから、的確かつ遅滞なく国保連合会へ提供すること。

特に、4月サービスに係る事業所台帳の異動情報については、新たな項目体系に基づいて、国保連合会への提供を的確に行うこと。

【平成27年2月24日（vol. 427）厚生労働省老健局振興課事務連絡（別紙5）の抜粋】

② 事業所指定・事業所情報提供

（都道府県）※全都道府県で平成27年4月までに実施。

- ・事業所番号は基本的に指定介護予防訪問介護・通所介護事業所の番号を用い、みなし指定の指定期間の情報を追加。
- ・各事業所のサービス種類（訪問型サービスであればA1、通所型サービスであればA5）を選択。
- ・指定介護予防訪問介護・通所介護事業所に届け出られている情報がそのまま引き継がれるため、事業所台帳にも加算の算定は給付と同じ内容を登録する。

③ 事業所情報提供（台帳の送付）

（都道府県）※全都道府県で平成27年4月下旬又は5月上旬に実施。

- ・事業所台帳を都道府県国保連に送付。

【連絡先】

厚生労働省老健局

老人保健課

企画法令係・調査係

TEL 03-5253-1111 内線 3949、3961、3960

FAX 03-3595-4010

振興課

地域包括ケア推進係

TEL 03-5253-1111 内線 3986

FAX 03-3503-7894